

第 492 回岩手県青少年環境浄化審議会議事録

1 日 時

令和 8 年 9 月 4 日（金）14 時 00 分～15 時 10 分

2 場 所

いわて若者カフェ（岩手県公会堂地下）

3 出席者

(1) 委員（6 名）

鈴木 雅雄	委員
相墨 生恵	委員
平野 順子	委員
山下 泰幸	委員
木津 悠子	委員
富山 純一	委員

(2) 県側（4 名）

若者女性協働推進室

若者女性協働推進室長	佐々木 浩一
青少年・男女共同参画課長	秋山 由紀子
主査	佐藤 友善
主事	小林 広範

4 会議の概要

(1) 開 会

事務局（秋山課長）の司会により開会。審議会に先立ち、岩手県環境浄化審議会委員に対する辞令書交付を実施した。

(2) 会長及び会長代理人の選出

委員改選後、初めての審議会であったことから、会長の選任を行ったところ、相墨委員が会長として承認された。

会長職務代理者として、会長から鈴木委員が指名された。

(3) 審議会成立

事務局から、6 名の委員が出席したことにより、青少年のための環境浄化に関する条例第 23 条第 2 項の規定（委員の半数以上の出席）に基づき、審議会成立を報告。

(4) 議事録署名人の指名

議事録署名人は会長のほか、会長の指名により木津委員とされた。

(5) 議事（要旨）

【事務局】

条例第 10 条第 1 項に基づく「青少年に不健全な図書類の指定」の適否について、知事の諮問事項（図書類 3 冊）を説明。

【鈴木委員】

今回は3冊とも同じような話題が多いと感じました。

一つは女子アナと芸能人についての記事が多かったことと、全体的に女性の裸の写真が多く青少年の性的感情を刺激するページが多かったと思いました。

また、性行為を露骨に表現する漫画も3冊とも見られました。

それから、暴力団を容認するまでいかなくとも英雄視する表現もあったと思います。3冊指定をお願いします。

【山下委員】

「青少年の性的感情を刺激するものか」という部分では、

1番の雑誌は性的な部分で性に対して興味を持たせるような流れがあり、マッチングアプリなど、性に対してハードルを下げるような思惑があるように感じられました。

2番の雑誌は裸の写真が多く、性的な描写も見られ、青少年の心を大きく刺激していると感じました。

3番の雑誌は背徳感がある行為を正当化している流れになっているように感じました。

一貫して青少年に目に触れるのは教育的に偏った考え方を持たれてしまうため、ふさわしくないと 생각합니다。

「粗暴な行為又は残虐な行為を誘発し、又は助長するものかどうか」に関しては、1番と3番の雑誌にはそのような内容は見当たらなかったのですが、2番の雑誌では街や路上で座っている写真がありました。暴力やけんかに巻き込まれる恐れがあり、青少年にそれが普通と認識されるのが怖いと感じましたので不適切だと思います。

「犯罪又は自殺を誘発し、又は助長するものかどうか」は

暴力団の記事はすべての雑誌に掲載されており、その内容を知ることにより暴力団のハードルが下がってしまい、怖さが伝わらず、英雄のようなイメージや、出所後も笑顔でいられるなど、そういう世界なのだと間違えて認識される恐れがあると思いましたので、不適切だと感じました。

【富山委員】

結論から申し上げますと、全て指定をお願いします。

これらは大人向けの雑誌であって、子どもたちに読ませるものではありません。

それでもなぜ子どもたちの手にわたってしまうのかという話が過去に出てきたのだと思いますのでお話ししますと、書店側は出版社から送られてくる本の販売を止めることはできません。大人の方が買うことを前提したものは区分陳列などが必要になりますが、書店ごとに対応が異なってしまうのは仕方がないと思います。

それから、この中にあるものはフィクションであり、ノンフィクションではありませんが、あまりにも露骨な部分が結構ありますので、日常生活で犯罪に繋がりがやすいのは大人、子どもにかかわらず一緒なのだと思います。

ただ、子どもの場合はどこからが犯罪でどこまでが犯罪ではないかというのが分

らないことが多いので、このような雑誌を読ませないほうが犯罪にはつながらないと思います。

今は雑誌からアプリへの誘導が主流になっており、そこから犯罪に繋がりやすいことを考えると子どもたちには読ませたくない本です。

子どもたちは本を読むというよりは眺める、見るということが多いので、そのような場面に遭遇しないようにこのような雑誌をどのように子どもたちの手に届かせないかが大事だと思います。

最初に戻りますが、3冊とも読ませたくないということで3冊とも指定をお願いします。

【木津委員】

学校側の立場からすると、子どもたちは真偽が分からず情報を鵜呑みにしてしまうので3冊とも目に触れてほしくないと感じました。

3冊とも性的な興味・関心を引くものが多く、1番の雑誌では電車内での露出の写真があり、子どもたちにそういう行為をしても良いのだと受け取られてしまう危険性があること、2番の雑誌の歌舞伎町の記事についても、興味を持って犯罪に巻き込まれたりというのが怖いと思いました。

また、2番の雑誌は誇張した体験談が非常に多く、それが普通と思われる危険があると感じました。また、無修正動画の紹介や取扱いなどの情報もあり、自分のスマートフォンを使って検索してしまうなどの危険性があると考えました。また、暴力団の記事が多く、1番の雑誌では写真が多く、暴力団へのあこがれや良いイメージを持ってしまう危険性があると考えられるので、3冊とも青少年にとっては不適切なものとして指定をお願いします。

【平野委員】

1番の雑誌は女性の肉体を商品的に掲載しており、青少年の性的感情を刺激する写真が多いと思いました。

2番は記事の中にも青少年にとって有害なものがありましたが、写真はもっとひどいと思いました。読む人に悪いことへの関心を高めるような記事が多いと感じました。

3番は写真や絵の描写が見ていられないものが多かったと感じます。

3冊とも指定をお願いします。

【相墨委員】

3冊指定をお願いします。

出版社は違いますが3冊とも構成が似ており、女性の裸の写真や女子アナウンサーを性的な対象として見るような内容が見られました。人の尊厳を蔑ろにするような風潮を助長する恐れがあり、また、反社会的な組織に対して憧れを持ちそうな構成になっていると思いました。先ほど木津委員からもお話がありましたけれども、盗撮など良くないことが容認されてはならないと考えますので、3冊指定と考えました。

【事務局】

1～3番を全て指定、告示するとともに、関係機関へ周知します。

(5) その他

【山下委員】

2 番の雑誌の 79 ページに自殺の名所を紹介しているページがありますが、このような記事も青少年の健全な育成を阻害するものという認識で良いでしょうか。

【事務局】

そのとおりです。

【山下委員】

富山委員からお話があったとおり、書店ごとに対応に差があるほか、インターネットを通じて目に触れてしまうので、規制するのは不可能だと思います。県 PTA 連合会としましては、みんなで犯罪を守る術を学んでいかなければならないと考えており、「正しく情報を知る」教育を進めていきたいと考えています。

事務局から、下記について情報提供を行った。

- ・ 次回の審議会を令和 8 年 12 月 4 日に開催予定であること